

「青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》」の記載方法 簡便法

表1 支払基金「当座口座振込通知書」

当座口座振込通知書 (令和 年 月 診療分)							
点数表	医療機関コード	健診等機関コード	見本				
3	**.*.*.*.*	**.*.*.*.*					
振込日 令和 年 月 日							
下記のとおりに貴口座へ振り込みましたので通知します。 社会保険診療報酬支払基金							
この通知書は所得税申告の際必要となりますので大切に保管ください。							
診療報酬支払内訳							
支払区分	名称	件数	日数(回数)	点数	算定額	再審査等調整額	支払確定額
01	医療保険						
10	感染症結核						
12	生活保護						
15	自立支援(更生)						
18	原簿医療						
21	自立支援(通院)						
23	母子保健						
25	中国残留						
38	肝炎						
42	特例高齢者						
51	特定疾患						
52	小児慢性						
53	措置医療						
80	自治体医療						
合計							
医保本人	点	医保家族	点	老人保健	点	食事・生活療養	点
特定健診・特定保険指導費内訳 出産育児一時金内訳							
当初請求	補正・過誤・返戻	支払確定額	算定額	過誤	支払確定額		
診療報酬支払確定額	源泉徴収税額	①診療報酬支払確定額合計	②特定健診・特定保険指導費支払確定額合計	③出産育児一時金支払確定額合計	④控除額合計	⑤差引振込額(①+②+③-④)	

表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(支払基金)

令和7年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書			
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
歯科		19641484	1760355
(摘要)			
内本人分	602,734点	5,424,606円	
内家族分	752,831点	5,269,817円	
内老人保健分			
内入院時食事療養費			
支払者	港区新橋2-1-3 社会保険診療報酬支払基金 (電話) 03-3591-7441		

表3 国保連合会「診療報酬合計書」

令和8年2月 日 大阪府国民健康保険団体連合会					
令和7年分 診療報酬合計書					
国民健康保険	診療月	決定点数	過誤点数	決定食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
1	1月	1,465,305	45,951		
	12月				
合計					
後期高齢者医療	診療月	決定点数	過誤点数	決定食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
1	1月	935,674	22,056		
	12月				
合計					

表4 令和7年分青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》・表面

診療科目				住所		整理番号	
歯科				氏名		〇〇〇〇	
1. 収入金額の内訳							
社会保険診療報酬	① 基金を受ける事務所から診療報酬を	診療件数	診療実日数	決定点数	診療報酬当座支払額	診療報酬受取金額	
	一般社会保険	件	日	1,355,565点			
	生活保護法	月別の公費単独医療分の点数を合計して記入。(公費の併用分は一般社会保険と老人保健の点数に含まれる)		17,325			
	精神保健福祉法						
	小計			1,372,890			
② 国民健康保険	国民健康保険法	決定点数-過誤点数	1,419,354				
高齢者医療確保法	一般国民分と高齢者医療分を合算する。		913,618				
小計			2,332,972				
③ 介護報酬	介護報酬	会計書の「①介護報酬」の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に計上。					
小計							
④ その他							
小計							
⑤ 計			①+②+③+④	3,705,862	⑥	37,058,620	
自由診療の収入等							
一般の自由診療	件	日				8,549,260	
労働者災害補償保険診療							
公営健康被害補償診療							
自動車損害賠償責任保険診療							
高齢者医療確保法							
小計						8,549,260	
雑収入							1,250,000
⑦ 計						⑧	1,250,000

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(⑨)}}{\text{総診療実日数(④+⑩)}} \times 100 = \text{⑦} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(⑧)}}{\text{総診療収入(⑥+⑧+⑨)}} \times 100 = \text{⑩} \%$$

調整率: 歯科: 75%

⑩+⑧ = 45,607,880 (円)

介護報酬がある場合は、会計書の「①介護報酬」の「介護サービス費等」の合計金額を加える。

歯科用貴金属片の売却収入や介護保険の認定調査委託料(消費税含む)、自治体からの医療機関(事業者)向け物価高騰対策支援金(補助金)等の合計金額を記入

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口座振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

ただし、社会保険診療収入が5,000万円を超えた場合または、雑収入を除く歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は租税特別措置法26条の規定により計算した金額を概算必要経費とすることはできない。

【表面 記入上の留意点】(表4)

- 「社会保険診療報酬」欄
- 「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」
- 「⑦一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。
- 「⑧生活保護法 決定点数」……基金の毎月の当座口座振込通知書(表1)から支払区分「12・生活保護」と「25・中国残留」の点数を年間合計して記入する。

固有経費の区分対応方式

- <事例>
- 本事例での青色申告決算書は次のとおり(表5)。
- 社会保険診療収入 37,058,620円
- 自由診療の収入等 8,549,260円
- 補助金等の雑収入 1,250,000円
- 収入合計 46,857,880円

- 必要経費合計(⑥+⑫)
- 第三種事業税 25,245,397円
- 外注技工料合計 4,347,490円
- 保険技工料 2,653,810円
- 自費技工料 1,693,680円
- 専従者給与 4,800,000円

表5 令和7年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書					
科目	決算額	科目	決算額	科目	決算額
収入金額 ①	46,857,880	消耗品費 ⑰	508,256	貸倒引当金 ⑳	
期首棚卸高 ②	400,000	減価償却費 ⑱	1,735,915		
仕入金額 ③	3,857,201	福利厚生費 ㉑	632,504		
小計 ②+③	4,257,201	給料賃金 ㉒	4,126,100		
期末棚卸高 ④	590,000	外注工賃 ㉓			
差引原価 ⑤	3,667,201	外注工賃 ㉔	670,496		
差引金額 ⑥-⑤	43,190,679	地代家賃 ㉕	3,346,780		
租税公課 ⑧	25,500	貸倒金 ㉖			
荷造運賃 ⑨		研究図書費 ㉗	205,590		
水道光熱費 ⑩	474,649	諸会費 ㉘	497,443		
旅費交通費 ⑪	537,142	保険技工料 ㉙	2,653,810		
通信費 ⑫	772,591	自費技工料 ㉚	1,693,680		
広告宣伝費 ⑬	480,485	リース料 ㉛	560,325		
接待交際費 ⑭	1,015,365	衛生管理費 ㉜	539,438		
損害保険料 ⑮	80,810	雑費 ㉝	870,226		
修繕費 ⑯	151,091	計 ㉞	21,578,196		
		差引金額 ㉟	21,612,483		

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

$$\left[\text{原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑥+⑧)} - \text{自由診療分と社会保険診療分に明確に区分できる経費の総額} \right] \times \text{自由診療割合(表面の⑦又は⑩)} + \text{左の⑧のうち自由診療分に係る経費の金額} = \text{自由診療分の原価及び経費の合計額}$$

$$25,245,397 - 4,372,990 \times 14.06\% + 1,719,180 = 4,653,841$$

(注) ⑧の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかでない経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

$$\text{専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑧)} \times \text{自由診療割合(表面の⑦又は⑩)} = \text{自由診療分の専従者給与の金額}$$

$$4,800,000 \times 14.06\% = 674,880$$

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

$$\text{12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金の合計額} \times \frac{55}{1,000} = \text{自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額}$$

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

$$\text{退職給与引当金勘定への繰入額} \times \text{自由診療割合(表面の⑦又は⑩)} = \text{自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額}$$

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

$$\text{原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑥+⑧)} - \text{自由診療分の原価及び経費の合計額(Aの金額)} = \text{社会保険診療分の原価及び経費の合計額}$$

$$25,245,397 - 4,653,841 = 20,591,556$$

ロ 特典経費分

$$\left\{ \text{専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑧)} - \text{Bの金額} \right\} + \left\{ \text{退職給与引当金繰入額} - \text{Dの金額} \right\} + \left\{ \text{一括評価による貸倒引当金繰入額} - \text{Cの金額} \right\} - \left\{ \text{一括評価による貸倒引当金繰入額} - \text{自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額} \right\} = \text{社会保険診療分の特典経費の合計額}$$

$$4,800,000 - 674,880 + \text{C} - \text{D} = 4,125,120$$

(注) 赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた①率及び②加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

$$\text{社会保険診療報酬(表面の⑥+⑧)} \times \text{速算表の①率} + \text{速算表の②加算額} = \text{租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額}$$

$$37,058,620 \times 62\% + 2,900,000 = 25,876,345$$

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\text{租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(Gの金額)} - \text{社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額(E+Fの金額)} = \text{差額}$$

$$25,876,345 - 24,716,676 = 1,159,669$$

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条等」欄に「措置26」と記入してください。

この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください。(この計算に当たっては「記載要領」を読んでください。)

【速算表】

社会保険診療報酬	①率	②加算額	概算経費額
2,500万円以下	72%	500,000円	—円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	2,900,000円	—円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円	—円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円	—円

(注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医療及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。なお、7,000万円の判定については、⑥+⑧+⑨の合計額で行うことになります。